

競技力向上委員会規程

第1章 総 則

- 第 1 条 この規程は、公益財団法人日本野球連盟定款（以下「定款」という。）第 47 条の規定に基づいて設置された、競技力向上委員会（以下「委員会」という。）に関し必要なことを定める。

第2章 審議事項

- 第 2 条 委員会は、定款第 4 条各号に定める事業のうち、次の事項について審議し、理事会に意見を具申するとともに理事会の諮問に応ずる。
- (1) 第 1 号の規定に基づく野球競技の普及及び振興に関する基本方針の確立のうち、競技力向上及び医・科学に関する基本方針の確立に関すること。
 - (2) 第 2 号の規定に基づく野球競技に関する講習会の開催並びに指導者、審判員及び記録員等の養成のうち、競技力向上講習会の開催並びに指導者等の養成に関すること。
 - (3) 第 5 号の規定に基づく野球競技に関する各種国際大会、国際親善大会及び国際会議の開催並びにこれに対する代表役員、選手を選定し、派遣することのうち、代表役員、選手の選定に関すること。
 - (4) 第 6 号の規定に基づく野球競技に関する指導者、審判員及び記録員を養成することのうち、指導者の養成に関すること。
 - (5) 第 8 号の規定に基づく野球競技の競技施設、用器具等の指導及び公認のうち、指導に関すること。
 - (6) 第 10 号の規定に基づく公益財団法人日本体育協会及び一般財団法人全日本野球協会の事業のうち、競技力向上及び医・科学の事業への協力に関すること。
 - (7) 第 11 号の規定に基づく一般財団法人全日本野球協会を通じた国際野球連盟、アジア野球連盟及び公益財団法人日本オリンピック委員会の事業のうち、選手強化本部に関する事業並びに競技力向上及び医・科学の事業への協力に関すること。
 - (8) 第 12 号の規定に基づく野球競技に関する刊行物の発行のうち、技術指導に関すること。
 - (9) その他委員会に関する事項で理事会において必要と認めるもの。

第3章 委 員 会

- 第 3 条 委員会には、委員長及び副委員長（2 名以内。）のほか委員（13 名以上 21 名以内。）を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、理事会で選出し、会長が委嘱する。
 - 3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した順序によりその職務を代理し、又はその職務を行う。
 - 4 委員は、理事会で選出し、会長が委嘱する。ただし、委員のうち 9 名は、各地区連盟 1 名とし、地区連盟会長の推薦により、会長が委嘱する。

第4章 特別委員

- 第 4条 委員会に、特別委員を置くことができる。
- 2 特別委員は、次の各号に掲げる者のうちから、会長が委嘱する。
- (1) 全日本野球協会の選手強化委員会、各強化部会及び医科学委員に選任された者（委員会委員を除く。）
 - (2) 加盟チームの監督又はコーチの職務にある者
- 3 特別委員は、会議に出席して意見を述べることができる。

第5章 任期等

- 第 5条 委員及び特別委員の任期及び解任は、定款第 33 条及び第 34 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるは、「委員」又は「特別委員」と読み替えるものとする。

第6章 会議

- 第 6条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。
- 2 委員会の定足数及び議事の議決は、定款第 41 条及び第 42 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」又は「理事」とあるは、「委員会」又は「委員」と読み替えるものとする。
- 第 7条 会長、副会長、各専門委員会委員長は、会議に出席して意見を述べることができる。
- 第 8条 委員長が必要と認めたときは、会議に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

第7章 部会

- 第 9条 委員会が必要と認めたときは、理事会の承認を得て、各種部会をおくことができる。
- 2 各種部会についての必要な事項は、理事会が別に定める。

第8章 規程の変更

- 第 10条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

この規程は、公益財団法人日本野球連盟の設立の登記の日（2013年3月1日）から施行する。

附 則

この規程は、2014年4月22日から施行する。

附 則

この規程は、2015年2月3日から施行する。